

SUMMARY

Noboru Tahara

Reviewed a clarification of the national/private land for Hida and Kiso forests, two forests under control of Chikuma Prefecture at the beginning of the Meiji era.

The demarcation of national and private land, which was conducted by the new government at the beginning of Meiji era, was a project to determine the proprietary rights to forests and moors, and distribution to national or private land was made as the result of this project. A comparative review was conducted of the process of implementation of the demarcation of national/private land in the Hida and Kiso forest districts that were, at that time, under the jurisdiction of Chikuma Prefecture.

飛驒山における官民有区分の様相

— 旧筑摩県管下を視野に —

はじめに

一 明治維新と飛驒山

(一) 旧幕における飛驒山

(二) 飛驒国の筑摩県編入と岐阜県編入

(三) 飛驒山の官民有区分問題

二 飛驒山官民有区分実施の留意点

(一) 本山盛徳調査における地域差の遠因

(二) 官民における旧幕認識の比較

(三) 民有地比定と旧幕時代の帳簿

三 旧筑摩県管下における双方視点の比較

(一) 木曾山住民からみた飛驒山官民有区分

(二) 飛驒山住民からみた木曾山官民有区分

(三) 「木曾御料林論」にみる旧筑摩県管下の官民有区分

おわりに

田原 昇

はじめに

飛驒山は、伊那山、木曾山などとともに江戸幕府が御用材確保を目的として設定した江戸時代を代表する山林地帯であった。ただし、その江戸時代における支配体制は山林ごとに大きく異なっていた。例えば木曾山は、幕初において御林であったが、元和元年(一六一五)に尾張藩領となり、その山林は尾張藩の支配下に入った。ただし「材木之儀者公儀御用ニ茂」採出することが留保されていた。また木曾山の民政は、尾張藩士山村甚兵衛家が木曾代官として担当していたが、山村家は、幕府から木曾福島関所番を預けられ、幕臣としての側面をもっていた。一方、飛驒山は、木曾山の支配体制が幕府と尾張藩とが入り交じった複雑な様相を呈していたのに対して一國一円幕府直轄領であり、その山林もふくめた全域が飛驒郡代の支配下に属するという極めて単純な支配体制下にあった。^①

このように江戸時代において山林支配体制にちがいがあった両地域であ

るが、明治維新後の一時期、同じく筑摩県の管下となった時期があり(明治四年一月〜同九年八月)、後に再び長野県、岐阜県にそれぞれ分かれて編入されるといふ変遷をたどる。そしてこの筑摩県管下時代にこそ、明治六年(一八七三)三月の地所名称区別の発令にはじまる官民有区分が実施された時期にあたり、また両地域で、さまざまな軋轢をへて、その後、山林に関する事件や民衆運動が生じた時期でもあった。例えば木曾山では、住民が木曾山林のうち官有地(のち御料林)となった旧明山を民有地へと下げ戻しするよう求める運動が起き、明治一四年から同三八年まで約二五年にわたり同地域に混乱をもたらした事実は木曾山林事件としてつとに有名である。⁽²⁾ 対して飛驒山では、当該期に官林・官有地(国有林)となった箇所について、明治二三年から大正一五年(一九二六)まで約三七年にわたり国有林下戻運動が起きていた。⁽³⁾⁽⁴⁾

ところで、同じ筑摩県管下で実施された官民有区分に関わる山林事件、運動であるためか、この事件、運動に関して一方の地域で提出された上申書・歎願書の中で、他方の地域状況が比較として記載されていることが散見する。他地域における官民有区分の実施状況を事例に、その異同を主張して自身の意見を補強しようとする動きが見いだせるのである。⁽⁵⁾ 例えば、木曾山林事件の端緒の一つと目されている明治一五年九月「木曾谷山地官民有区別之儀ニ付歎願書」では「飛驒國大野・吉城・益田ノ三郡山地共有地」「比隣ナル飛驒國及美濃國恵那郡各村落」などの文言があり、また国有林下戻運動の起因の一つとされている明治二二年九月「官民有境界云々ノ儀ニ付具申」では「加フルニ同管轄木曾山内ノ習慣ヲ参照セルモノト相見ヘ」「彼ノ木曾山内ノ如キ」といった文言が確認できるのである。⁽⁷⁾

ところが、官民有区分の実施過程や、その後の民衆による事件、運動に

ついては、木曾山・飛驒山両地域ともに詳細な先行研究が存在しながら、同じく筑摩県管下であったという視野に基づき両地域における官民有区分およびその後の事件、運動を比較検討する意識が希薄なようである。わずかに町田正三氏が、木曾谷住民は「木曾谷と同じ条件にあった岐阜県がわの動きについては、たえず深い注意を払って」たとの指摘をし、⁽⁸⁾ また、丹羽邦男氏が「この運動を理解するためには、これを周知の長野県木曾国有林下戻運動と対比させて考える視覚も必要であろう」と問題提起するなど、両氏による含蓄に富んだ指摘が存在するが、それ以外の事例には乏しいのである。その中でも丹羽氏は、両地域における事件・運動のちがいで、①林野「官民有区分」事業の結果の違い、②流送条件の違いなどによる両者山林の経済的価値の差・耕地化率・水田化率といった自然・社会条件の差、③運動の指導者の性格や運動に対する地方官の態度の違いなどがあつた点をあげ、「飛驒と木曾とでは、運動のはげしさにも差違が生じているようである」との貴重な示唆している。⁽⁹⁾ しかし、一方の地域の上申書・歎願書などに散見する他地域に関する記述について、必ずしも具体的な検討はおこなっていないのである。

そこで本稿では、飛驒山における官民有区分の様相を明らかにするために、同じく筑摩県管下であった木曾山官民有区分との対比から比較検討したい。とくに、丹羽氏の研究をふまえて飛驒山官民有区分の実施過程を木曾山との差異から確認し、飛驒山官民有区分を木曾山住民がどのような視点でみていたのか、木曾山林事件や飛驒国有林下戻運動において作成された上申書、歎願書の類を基に検討したい。これによって他者からみた視点を加えた飛驒山官民有区分の様相について検討するとともに、合わせて、旧筑摩県管下における官民有区分の地域差についてもまた一考したい。

一 明治維新と飛驒山

本章では、飛驒山官民有区分の様相について検討するに先立ち、同地域の旧幕における山林区分の実情、筑摩県編入から岐阜県への編入、官民有区分の実施過程について概説したい。

(一) 旧幕における飛驒山

元禄五年(二六九二)、幕府は高山城主金森氏から飛驒国を収公して出羽国上山へと転封し直轄領とする¹⁰⁾。金森氏は関ヶ原戦で東軍に属し飛驒一國を安堵されたが、その金森氏から幕府が年貢収納の面では期待できない飛驒国を召上げた理由は、木材・鉱物資源の掌握を企図したものに他ならない。すなわち、元和元年(二六一五)、木曾川流域をはじめとした伐採・運材過程の一元化を図るため、徳川家康が信濃国木曾山および美濃国裏木曾を九男義直に与え尾張藩領とした。一方、江戸など大都市の恒常的な材木需要に応じるためにも、さらなる有力林業地帯の確保を志向した幕府は、木曾山と肩を並べる美林地帯であった飛驒山に着目し、その領有を企てた結果であった。

以後、幕府は飛驒国を「一國一円御林山」として認識し、代々の代官・郡代によって支配させ、その趣旨は明治維新後も申し送られることとなる。この認識は幕府にはじまったことではなく、金森氏時代の領有形態に由来する。すなわち、金森氏は「山内残らず地頭山」と称し、家中への知行付与に際して山林および鉱山を含めず、金森氏の直轄下に置いていた。これ

飛驒山における官民有区分の様相

によって金森氏は表高三万八七〇〇石に対して関ヶ原戦時には六万石相当の軍役を動員できる資力を有していたとされる。この「山内残らず地頭山」の意味は、百姓が生計のため薪炭・肥料・家作木などを獲得する入会山・控山林の存在を否定するものではなかった。むしろ、直轄山林を維持・経営するためにも、山林以外の平場から順調な年貢米徴収をおこない、山林経営の労働力となる飛驒国村々百姓の生計を維持する必要があった。

よって、幕府による「一國一円御林山」という認識にしてもこれは建て前であり、山内にはその利用に応じて、留山(禁伐林・植木場(幕府指導による百姓植栽林、享保六年設定)・上木立山(御用材採出の対象となる針葉樹大径木と薪炭・肥料・家作木のための雑木が混在する御囲山)・雑木小木立山(薪炭・家作木採出のための百姓用益林)・芝草山(肥料採出のための百姓用益林)などの諸形態が存在していた。すなわち幕府は、「一國一円御林山」とはいながら、実際にはかなりの部分、百姓による受益慣行を許していた。立木の保続と御用材の伐出に備え、随時、留山などに囲い込む可能性を保留しているという意味で飛驒国全山林が「御林」(直轄林)であると称していたのである。したがって「一國一円御林山」とはいえ、飛驒国全山林が明治期以降の「官林」や「官有林野」(官有地に相当するというわけではない。領主支配の強弱、百姓用益・占有の強弱が重疊的に存在し、その時々の実情に応じて留山・植木場・上木立山・雑木小木立山・芝草山などの山林区分がなされていたにすぎない。

だからこそ、飛驒国の山林については、適宜、全山的な実態調査(御林改)が必要であった。元禄一五年(二七〇二)にはとりあえず立木地か伐跡地か、美林か粗悪林かを主眼として箇所・樹種・用途の実態調査がなされ、檜・松それぞれについて、留山・元伐山・伐跡留山・普請山・割物白木

山・白木山・家木山・普請家木山といった区分をなしている。また、享保一二年(一七二七)には相次ぐ山論への対処として、郡代長谷川庄五郎による全般的な調査があった。今回は、箇所・樹種・用途といった元禄度調査の視点に林相・蓄積量の概念を導入して、留山・雑木立山・小木立山・芝草山・禿山の五種に区分している。飛驒山全体がより簡便に把握されるようになったのである。ついで天保一四年(一八四三)に当時の郡代豊田藤之進によって享保度調査の改訂・増補のための精密な調査がなされ、弘化年間(一八四四〜四八)に完成している。今度の調査では御林山箇所附帳、山絵図が改めて調整され膨大な台帳となり、留山(七九五箇所)・植木場(二〇九〇箇所)・上木立山(三九二箇所)・雑木小木立山(四四六四箇所)・芝草山(三二三八箇所)・禿山(三五箇所)の六区分が確認された。このうち留山・植木場・上木立山(計二二七七箇所)が幕府御用木採出の対象箇所で、その他が村方百姓用益のための場所である。この三度にわたる全体調査により、飛驒国の全山林は、「一國一円御林山」という建て前の下、その利用区分が適宜補正されながら区分され、幕府・村方双方により利用されてきたのである。

(二) 飛驒国の筑摩県編入と岐阜県編入

この飛驒山は、明治維新後、岐阜県として美濃国と同一の管轄下に置かれるが、慶応三年(一八六七)二月の王政復古以来、現在の姿となるまでに複雑な統廃合の変遷をたどることとなる。¹⁾

まず、王政復古の大号令が発せられると、新政府は直ちに東征軍を編成、翌四年正月には、旧幕領収公と敵情視察を竹沢寛三郎に命じ、濃尾両国へ

派遣している。竹沢は早くも同月一四日には笠松陣屋(美濃郡代所)に入り、同陣屋が所管する旧幕領を収公する。その後、竹沢は尾張藩などを加勢として飛驒国高山へ向かい、二月四日には高山へ到着、同所陣屋(飛驒郡代所)前に「天朝御用所」の高札を立て、飛驒国の天朝御料入りを宣言する。その後、新政府は、明治元年(一八六八)閏四月に笠松県を設置し、ついで五月には飛驒県を設置(翌月には高山県と改称)、笠松県知事に田内源助・判事に林左門、高山県知事に梅村速水を任命する。そして明治四年七月の廃藩置県により、美濃国には笠松県をはじめ、大垣・郡上・加納など八県と飛驒国に高山県が存在する体制となる。

ところが、明治四年一月には早くも改変がおこなわれ、信濃国筑摩・安曇・諏訪・伊那四郡と高山県が併合され、信濃国松本を県庁とする筑摩県が誕生する。美濃国では、笠松県に周辺諸県が併合され美濃国全域を併せた岐阜県(県庁は笠松、明治七年以降現岐阜市内)が設置されるのである。

さて、旧高山県では、明治五年二月に事務引継が終わるとともに筑摩県高山出張所が設けられ、飛驒国の民政を管掌するところとなる。以後、明治九年八月に松本の県本庁舎の焼失を契機として信濃国四郡が長野県へ、飛驒一國が岐阜県へと編入されるまでのべ六年間にわたって同地域を管掌するのである。この六年間で筑摩県では、明治五年の戸籍編成、同六年の徴兵令施行、同七年の地租改正とそれにとまう同九年の山林調査など、明治新政府のさまざまな主要事業が着手されていく。なお、この間、設立から県参事を勤めていた永山盛輝が明治六年三月に県権令となり、明治八年一月には高木惟矩が参事となっている。組織改変激しい飛驒山地域において、六年間という比較的長きにわたる体制をみた筑摩県であったが、明治九年八月に岐阜県の管轄へと移される。このため同年九月、岐阜県権

令(のち県令)の小崎利準が高山出張所へと赴き、同地域の事務を引き継いだ。また同年一月には、遠隔不便の地であることを理由に、高山支庁が設けられるのであった。

こうして再三改変されていく行政管轄下において、近代の飛騨山林制において最重要課題である官民有区分が実施されていくのであった。

(三) 飛騨山の官民有区分問題

明治維新後の飛騨山における山林制度上の本格的な変化は明治二年(一八六九)七月に大蔵省から通達された旧幕府直轄林(御林)の取締と御林帳の提出命令にはじまる。明治四年正月には境内を除く社寺領の土地が通達され、広大な御林と社寺上地林がまず官林として新政府の直接支配下におかれる。ただし、「二国一円御林山」の所以をもって飛騨山全体が官林となつたわけではない。旧来の慣行に基づいて住民による用益地を除いた箇所(留山などと社寺領地)が、大体、明治四年七月の民部省による「官林規則」発令と、明治五年二月に官林行政を引き継いだ大蔵省(明治六年一月以降は内務省)による「官林簿」提出命令の過程で官林に組み込まれていった。しかしその利用については、旧来の実情に基づき県による指令の下でおこなわれていたようである。

そして、明治六年七月の地租改正条例とその前提となる同年三月の「地所名称区別」の布告に基づき、改めて官林・公有林・私有林の所在・箇所・反別・樹種・員数を取り調べて提出するよとの命令が太政官から筑摩県へと通達される。官民有区分の開始である。これをうけて筑摩県では明治七年六月に木曾山について取調結果を伺として内務省に提出(官

林公有地私有地取調伺)、同年一月には一応の認定をうけている。一方、飛騨山では、同年八月に山林調のため飛騨国村々へ書上提出の命令が下され、享保度・天保度の箇所附帳を基にしてわずか一ヶ月後には調査が提出され、同年中には「山林反別木数一村限取調帳」としてまとめられる。

こうしたところ、明治七年一月に地所名称区別改正が太政官から布告され、官民有区分で容認された公有地を官民何れかに区分し、公有地というあいまいな土地所有関係の払拭が目指される。官民有区分の開始である。木曾山では、官民有区分に先立つ明治六年後半から、筑摩県権中属(のち中属)本山盛徳により調査が始まっていた。本山は「これまでの慣行を無視して、停止木のあるところはすべて官有地であるとして」木曾山・飛騨山双方で強硬な公有地の官有地編入を実行したために「本山官林」の名が伝えられている「悪名高い」人物である。本山は明治七年六月の「官林公有地私有地取調伺」提出後、その「実地再検」に來た内務省地理寮官員深井寛に同道し、同年七月から一月までの調査にも加わっている。

さて木曾山については、地所名称区別改正に対応するため、明治八年九月には、「木曾谷村々公有地之分民有地ニ編入之儀ニ付伺」が筑摩県から提出され、公有地をすべて民有地とすべき伺を提出するが、その二週間後には早くも「伺之通」とする指令が地租改正局から到來する。ところが翌年四月には、地租改正局から公有地の民有地編入を取り消す指令が突如到來するのである。これは地所名称区別改正以前の調査基準に基づく伺では不十分であるとする地租改正局側の意向によるとされている。事実、同年六月には地理寮官員深井寛が再度調査のため木曾山に來訪し、前回の調査を精査し直すというのである。その調査人員は、地理寮官員六名、筑摩県官吏六名という大人数であった。この調査は同年八月初旬までおこなわれ

るが、翌一〇年六月、先年木曾山を合併した長野県から「木曾谷公有地無代下渡并立木私下之儀ニ付伺」が提出される。これは、旧明山二〇万町歩は官林とするが、内三万町歩を無代下渡により民有地に編入することを許可したいというものであった。結局、三年後の明治一三年六月になって、この伺を許可するとの指令が内務省から到来し、ここに木曾山の官民有区分が事実上終了する。

対して、飛驒山ではどうであったか。明治七年一二月の地所名称区別改正にともない、翌一月初旬、木曾山の再検査作業をおえた本山盛徳が飛驒山再検のため到来する。先述の通り、同再検のため筑摩県には深井など地理寮官員が派遣されていたが、「その主要な関心は木曾用材林地帯の官林としての確保にあり、そのために七年一杯の月日を要した」⁽¹⁴⁾。結局、飛驒山には手が廻りかね、その再検を全面的に県に委任して本県からは本山一人の派遣によってこれを完了したというのである。しかもその期間は同年一二月下旬までの約一ヶ月半にすぎなかった。このため本山の調査は調査先の戸長より「先般官員御調の諸書物・絵図面共不残御調置可被成」と回文を出させ、この「先般官員御調の諸書物・絵図面」すなわち先述した山林調「取調帳」に基づいて、できるだけ早急に公有地を線引き官有地編入分を確定するというものであった。こうした「粗雑な検査」⁽¹⁶⁾にもかかわらず、調査結果の公布は遅れ、明治九年五月上旬、村々へ「地価反別惣計帳」の公布をもってようやく調査が終了する。

ところが、この直後の同年八月に筑摩県が岐阜県へと併合されるにょよんで、岐阜県では改めてこの調査を再検証する。そして同年一二月に内務卿大久保利通に宛てて「従前公有地官民区分之儀ニ付伺」を提出、公有地の一括民有地認定を要請し、翌一〇年八月に内務省から「民有地ニ編入可

致事」との返答をもって飛驒山官民有区分は完了する。

さて、この九年間にわたる官公民有区分をふくめた一連の官民有区分期間において、飛驒山は飛驒県(高山県)↓筑摩県↓岐阜県と目まぐるしく管轄が変化するが、この間、最も長く同地域を管轄したのが筑摩県であった。そして木曾山ともども、その実地調査の中心となったのが県官本山盛徳であり、ともすれば両地域の官民有区分は、本山の「悪名」にばかり目が向けられてきている。⁽¹⁷⁾しかし、木曾山、飛驒山の官民有区分を比較すれば、前者が実地見分により比較的長期にわたる強引な調査に基づき、後者が帳簿に基づく比較的短期間で粗雑な検査によるといった実地上対照的な特徴をもつ。しかも本山は木曾山については地所名称区別改正以前、飛驒山については以後の調査に参加したにすぎないのである。かかる調査上の違いをふまえて、次章では、改めて飛驒山官民有区分の留意点を指摘し、木曾山と比較しつつ検討したい。

二 飛驒山官民有区分実施の留意点

飛驒山官民有区分については、筑摩県官吏本山盛徳の悪名が高く、「彼が「立木ある箇所は官有地なり」と放言し、戸長らに圧制を加えて強引に官林に組み込んだという話は、飛驒各地の古老から聞くことができる」という。⁽¹⁸⁾また、この点は木曾山でも同様であったことは、前章第三節でも述べた。しかしながら、木曾山、飛驒山の官民有区分は、前者が実地見分による長期にわたる強引な調査、後者が帳簿に基づく短期間で粗雑な検査という対照的な特徴をもち、しかも本山が関係した時期も木曾山と飛驒山では異なる。だからこそ、なぜ両地域でこのようなちがいが生じたのか、本

山の人間性を度外視して改めて見直す必要があると考えられる。そこで本章では、飛驒山官民有区分について、実施方法は是非は捨象してその地理的、歴史的事情に焦点をあてて、木曾山とのそれと比較しつつ見直したい。

(一) 本山盛徳調査における地域差の遠因

木曾山・飛驒山の官民有区分で、それぞれ調査期間にちがいが生じた理由については、つぎのような大蔵省・筑摩県の意図が前提となっている。

すなわち、木曾山における官公民有区分から官民有区分にいたる調査とは、「本山盛徳によって行われたものを基礎として、これをさらに地理寮派出の深井寛によって修正したもの」であり、「本山官林」の名が伝えられているけれども(中略)決して本山個人の恣意によるものではなく、明山を官林とする方針は筑摩県の堅持したものであった⁽¹⁹⁾というのである。その証拠に「地理寮派出の深井寛によって、その調査結果がほぼ承認され⁽¹⁹⁾ている。というのも、この「明山を官林とする」筑摩県の方針は、取りも直さず明治六年九月二〇日大蔵省達一三四号で達せられた「全国の良材を産する巨大官林を調査の上確保する意図」に基づくものであったからで、だからこそ「こうした意図にもとづく官林調査の検査官として、筑摩県へは二名の内務省地理寮官員が派遣されてきたが、その主要な関心は木曾用材林地帯の官林としての確保であり、そのため七年一杯の月日を要した」長期にわたる強引なものとなったのである。

対して「同県高山支庁管下の飛驒には手が廻りかね、ここに県に委任して県官本山盛徳一人を派遣し官林調査を行わしめることとした」⁽²⁰⁾。その結果が、帳簿に基づく短期間での検査となり、後世において本山の検査は

飛驒山における官民有区分の様相

「此人席上にて先づ村境の間尺を問ひ、是に依て何村は山林反別若干あるべき筈也と算出し、若し調出反別之に及ばざる時は増歩を申付けたる」といった「極めて粗雑なもの」⁽²¹⁾となった。かかる調査がもたらした結果として「全国一般に山野の実面積は、その台帳面積より大きいのを常とするが、飛驒の旧公有地に関しては逆に台帳面積が実面積よりはるかに大きいという事実を現今においてもみることが出来る」⁽²²⁾様子となった。

しかしここで改めて検討したいのは、同じく筑摩県管下での調査上の差を生み出した遠因である。つぎの史料がその一端を物語っている。⁽²³⁾

〔史料一〕

乍恐以書付奉願上候御事

木曾谷中當御縣御管轄被仰付、今般名古屋御縣元御出張所より御引渡相成御請取ニ付、御申渡井御布令書謹而奉拜承候、木曾地之儀ハ松本邊豊饒之地と雲泥之相連ニ而深山幽谷ニ居住仕、何れも困窮難洪之者共故、従来、御上様之御救筋を以取續罷在候儀ニ付、此段深御憐察被成下置、村々疾苦可相成儀者假令小事ニ而茂往々御省キ被成下置候様奉願上候

一定式之儀并諸願御届等万端當御取締所ニおいて従前之御振合御政治被成下置候様奉願上候、御本縣へ參候儀、遠路且繁華之土地柄故、往反并在留中、自然雜費多相懸り困窮之村々疾苦之基ニ御座候間、何卒此段御賢察被成下置、當御役所ニ而万事御裁断被成下置度偏ニ奉願上候

御本縣之外御出張所被立置候儀ハ、高山・飯田之外御取設無御座御評決ニ被為在候御儀奉承知候得共、二拾里、三拾里及懸隔候村々遠路參上仕候儀ハ、實以疾苦不少儀ニ付、何卒飯田・高山之

御振合を以御分局被立置候様奉願上候

(後略)

この史料は、明治五年正月に筑摩県管下で木曾山とは地続きである「松本邊」(東筑摩郡)にて檜や樺の良材を自由伐採しているとの情報に接した木曾三三ヶ村惣代島崎正樹から筑摩県福島取締所に宛てた歎願書である。⁽²⁴⁾

島崎は、「御本縣へ参候儀、遠路且繁華之土地柄故、往反并在留中、自然雜費多相懸り困窮之村々疾苦之基ニ御座候」として木曾山から県庁松本への参向が困難であるので、「御本縣之外御出張所被立置候儀ハ、高山・飯田之外御取設無御座」として飛驒高山や伊那飯田と同じように福島取締所の出張所(分局)昇格を要請している。⁽²⁵⁾ この史料から、木曾山では取締所しがなく、官民有区分調査において本県派出官員を支援する体制が弱かった様子が見受けられるのである。対して飛驒山には、出張所(分局)が存在した。事実、明治七年以前における山林調査では「其頃詰合官員ニ而見込相立再三本県往復」し、明治七年以降では「本県ヨリ山林掛り官員差名差向ケ相成、支庁詰官員取調上ヲ再檢致し、翌八年ニ至り尚本県ヨリ掛り官員出張」といった体制が可能であったのである。⁽²⁶⁾ このことは飛驒山調査が木曾山に比べて「粗雑」ながらも短期で終了できた一因といえよう。本山個人の資質如何によらず県分局の有無といった体制上のちがいが、すでに木曾山・飛驒山両地域にはあったのである。

(二) 官民における旧幕認識の比較

前節のような体制上の理由で、飛驒山ではより短期間に調査を終了できた。それでは、こうした拙速な調査の結果導き出された旧幕における山林

利用状況について官民間で認識のちがいは生じなかったのか。例えば、筑摩県が廃止されて岐阜県に統合された際の引継書では、旧来の山林区分はつぎのように述べられている。⁽²⁷⁾

〔史料一〕

山林原野官民區別件

一 當国山林之儀ハ、從來惣御林山ト称シ「其内、留山ト称シ全ク斧斤ヲ禁スルアリ、植木場ト称シ便宜ノ地ヲ撰シ適地ノ樹木ヲ民力ニテ植附サセ堤防・橋梁ノ用ニ供ス、其他諸村又ハ二三入会シテ薪炭ハ村民自由ニ伐採、家作木ハ願ノ上極印打渡無代価ニテ相下ケ小白木ニ伐採致度モノハ家作木同様極印打渡シ白木税取立、其他本文御林山ト称スル内ニモ一己私有ノ土地アリ、從來私ニ売買ナシ来ル」、一 国概シテ無税ニ有之「内、若干山野税収入之分有之、地租帳御照会有之度候」、然ルニ六年、大藏省第百参拾四号御達ニ依り、取調方之儀本県ヨリ達有之、其頃詰合官員ニ而見込相立再三本県往復中、内務省地理寮官員派出、官林調査之儀相始り、七年中本県下木曾郡へハ既ニ出張、飛驒国ノ儀ハ本県へ委任之儀、頼談相成候処、未夕村方ヨリ取調モ不差出際ニ付、督促稍ク帳簿差出、七年夏ヨリ官員派出、官民區別木数等夫々及調査候処、巨多之山林不容易手数ニ而、調査中本県ヨリ山林掛り官員差名差向ケ相成、支庁詰官員取調上ヲ再檢致し、翌八年ニ至り尚本県ヨリ掛り官員出張、地租改正事務局乙第三号・同十一号御達ニ拠リ、官民區別取調直シ「実地ニハ不臨」、前書従前ノ留山・植木場及公有地之内ニ而も良木有之分ハ官有トナシ、其他民有之慣行有之分ハ民有之見込ヲ以、九年二月迄ニ取調済、尚、本県ニおゐて製表中、先般県庁火災之節、右取調帳簿・絵図面之内烏有ニ属シ候分有之候ニ付、尚

又、写取差立候際、廃県被仰出、其儘本県ヨリ差戻し相成候間、帳簿
絵図面等別ニ御引渡申条、此上可然御取扱有之度候

(中略)

一右山林之儀、天保度ケ所限り取調帳并絵図面、村々ヨリ差出有之、先ニ
引送り相成候間、尚別ニ御引渡シ申条、御照会有之度候

一本庁おゐて調査ノ手續ハ同所ヨリ御演説およひ候筈ニ御座候

旧筑摩県が岐阜県に引き継いだ旧幕における山林区分の認識は、「留山」

「植木場」諸村又ハ二三入会」「一己私有ノ土地」といったものであり、

これは第一章第一節で概説した旧幕における飛驒山林の区分(留山・植木
場・上木立山・雑木小木立山・芝草山)をさらに大摺みしたものとなってい
る。というのも当然で、この認識は「天保度ケ所限り取調帳并絵図面、
村々ヨリ差出有之、先ニ引送り相成候間、尚別ニ御引渡シ申条、御照会有
之度候」とあるとおり、村々差出による旧幕の「天保度ケ所限り取調帳并
絵図面」が基礎となっているからである。

そして、飛驒山住民における旧幕の山林に対する認識は、結局、「史料
二」にあるような県官による認識とちがいはなかったと思われる。例えば、
先述した国有林下戻運動で「この下戻運動の生起に決定的な役割を果たし
た」⁽²⁸⁾という飛驒三郡の郡長国井清康から岐阜県知事小崎利準に宛てて明治
二二年九月に提出された具申(「官民有境界云々ノ儀ニ付具申」)の「別記」で、
国井はつぎのような認識を表明している。⁽²⁹⁾

(史料二)

「別記」

当国ノ山林ヲ御林山ト称シ候得共、此名称ヲ以テ全国ノ山林ヲ悉皆官
林ト見做シ候儀ハ適當ノ見解トモ相不見、如何トナレバ従前当国ニ於

飛驒山における官民有区分の様相

テハ、人民私有ノ田地ヲモ御田地ト称シ来り候習慣ニ有之、御林山ノ

名称モ亦是レト同様ノ義ニシテ、御林山中目下官民ノ区別ハ相立候次

第二テ、是ヲ旧幕府郡代古書類ニ依テ考ルモ、当国ヲ金森出雲守ヨリ

上知後、元禄五年八月飛驒郡代伊奈半十郎ヨリ、江戸御勘定所へ伺指

令ニ、御用木之儀地頭山方運上山ハ留山ニ致シ、其他百姓稼ノ山々ハ

在来ノ通ト可被致云々ト有之、是即旧幕府カ当国ヲ支配セシ最初ニ官

民ノ区別ヲ定メ候確約ニ有之、其後享保度・天保度等ノ取調書類ニヨ

ル時ハ、留山・稼山(進退山トモ云フ)・植木場(御植木山トアリ是又御林

山ト同称ノ三種ニ相成候、而シテ此留山ト云フモノハ全ク官林ニシテ、

御用材伐採ノ外ハ決シテ斧斤ヲ入レサル場所ニ有之、又稼山・植木場

ト云ヘルモノハ、全ク民有ノモノニ有之、然ハ改租下調ニ際シ、旧筑

摩県ニ於テハ、古来ノ事跡ヲ考究不相成、只一國御林山ノ名称ニ泥^ヌミ、

加フルニ同管轄木曾山内ノ習慣ヲ参照セルモノト相見へ、廃県当時本

県へ引渡シノ演説書中ニ、従前ノ留山・植木場及公有地ノ内ニテモ、

良木有之分ハ官林トナシ云々ト有之、是即誤解ノ甚ダシキモノニテ、

假令良木生ジタル分ト雖モ、其際公有地ニ取調候分ハ、彼ノ木曾山内

ノ如キ性質ノモノ無之、従前稼山ト唱へ候モノニシテ、即旧幕府ニ於

テ定メタル純然タル民有ニ有之、然ルニ本県ニ於テハ、如此誤ノ下調

ト不整理ナル書類トヲ引受ケニ相成候ニ付、旧書類ノ捜査等容易ニ手

当不致ヨリ、不止得旧県引継ノ書類ヲ根拠トシテ、取調相成候ニ付、

自然如此誤リヲ来タシ候モノト被考候、依テ其稼山・植木場等ノ性質

左ニ詳記致シ候

一稼山ノ義ハ一村持、又ハ数村入会、或ハ一人持、数人共有等ニシ
テ、薪炭材ノ伐採・柴草ノ刈取等ハ村民ノ自由ニ任セ、家作木井ニ

小白木ハ人民ノ願出ニヨリ極印打渡ノ上、伐採差許シ相成居候モ
ノニ有之、而シテ此稼山性質ノ義ニ付テハ、是迄上申等ニモ往々詳
悉相成居候ニ付、右等ヲモ御參照相成度候、但極印打渡シ候義ハ、
古來庭園ノ樹木ヲ伐採スルニモ、総テ極印打渡シ候習慣ニ有之候
(下ケ札略)

一植木場ノ義ハ享保年中ヨリ人民適宜植付来リ候趣ノ処、延享三年
郡代寺田善太夫支配ノ節、始メテ国中エ達相成、橋梁・舟木・
堤防等ノ用ニ供スル為メ、稼山ノ内ニ於テ伐出シ方ノ都合ニヨリ、
地味適當ノ場所ヲ撰ビ、民費ヲ以テ植付方并ニ培養等致シ来リ候
慣行ノ処、安政二年中人民植付ヲ怠リ候ヲ歎キ、山見重役ノモノ
ヨリ壹ヶ年金五拾兩宛出金シ、向拾ハヶ年間年々苗木拾万本ツ、
植付サセ候事モ有之候得共、是等ト雖夫々官費ヲ以テ植付等致セ
シ次第ニ無之候故、今日ヨリ考フル時ハ、前項稼山ニ比スレバ却
テ民有ノ性質確カナルモノト相見ニ候

一前条ノ關係古書類写御参考ノ為メ、別紙五通相添申候、

但本文ノ外証拠書類等尚多分候得共、省略仕候

(後略)

国井は美濃加納藩の旧藩士で、笠松県官吏、羽栗・中島郡長を歴任した
あと、飛驒三郡長に就任した人物である。よつて「もともとから飛驒国の民情
に通じていたわけではない」が、民政に強い関心をもつ地方官であつた。
着任後、飛驒山住民の官民有区分に対する不満や軋轢に直面し、明治一八
年の農商務省大書記官前田正名による飛驒国巡視の際には住民による歎願
書提出の動きに接してこれを聴取し、住民に代わり前田に陳情した人物で
あつた。その後も「人民ノ陳述スル処ヲ詳細聴取シ」「古老ノ口碑ヲ計尋」

「当時の郡長として、出来る限りの実証的な努力のなから導き出された
新たな見解」に基づいて、明治二二年(本具申)と同二三年と二度にわたつ
て岐阜県知事への具申を敢行している。よつて国井による「史料三」の内
容は、国井なりに民意を代弁した認識となつてゐるといふ。³⁰⁾

さて、この具申において国井は旧幕の山林区分を「留山・稼山・植木場
ノ三種」としているが、後段の一つ書において「稼山ノ義ハ一村持、又ハ
数村入会、或ハ一人持、数人共有等ニシテ」と述べているところからして
も、実質的には「史料二」における「留山」「植木場」「諸村又ハ二三入
会」「一己私有ノ土地」とした認識とさほど変わるところがない。なぜな
ら国井は、山林区分そのものを誤りと考えていたわけではなく、筑摩県統
廢合に際して「不止得旧県引継ノ書類ヲ根拠トシテ、取調相成候ニ付、自
然如此誤リヲ来タシ候モノ」と考えられる「其稼山・植木場等ノ性質」に
対する誤解の是正に主眼があつたからである。むしろ、その区分において
は、「史料二」(旧県引継ノ書類)と同じく、国井とても「是ヲ旧幕府郡代
古書類ニ依テ」考えている以上、当然、同様の結論となつてゐる。その上
で国井は、「本県へ引渡シノ演説書中ニ、従前ノ留山・植木場及公有地ノ
内ニテモ、良木有之分ハ官林トナシ云々ト有之、是即誤解ノ甚ダシキモ
ノ」として、「良木有之」として「官林」に編入された稼山と、「民費ヲ以
テ植付方并ニ培養等致シ来リ候慣行ノ処」であり「稼山ニ比スレバ却テ民
有ノ性質確カナルモノト相見ニ候」という植木場との二区分の下戻を具申
しているのである。

とにかく、官・民(郡長)間による旧幕における山林区分の認識は飛驒山
ではさほど齟齬はなかつた。なぜなら、旧幕以来の山林取調書類の存在に
より、留山、植木場、稼山(諸村又ハ二三入会)「一己私有ノ土地」といつ

た区分がある程度了解されていたからである。よって、飛驒山官民有区分の焦点は、留山・植木場・稼山を官公民区分あるいは官民有区分の何れに対応すべきかというところにあった。だからこそその調査は、帳簿に基づく短期間で粗雑な検査でもよかつたのである。

対して、木曾山では「菓山同様に禁林区である留山の正確な面積は不詳である。留山の領域は菓山の一〇倍前後と推定されるものの、範囲は史料では、何某沢不残とか何某沢渡より奥々、何某山惣山とか何某山明山境迄不残等漠然としたものが多く、詳しい一覽図も見つかっていない」というように、留山でさえ、調査の基礎となる台帳が不備であつた。また、明山についてはなお不明瞭で、菓山・留山以外は明山であるといった認識にすぎなかつたのである。ところが、菓山・留山の区分さえ判然とせず、しかも宝永年間以降、明山内でも木曾五本ある箇所は禁伐区域とされ、なおさら区分が不明となつていた。かかる状況だからこそ、木曾山官民有区分は実地見分による長期にわたる強引な調査が必要となつたのである。

(二) 民有地比定と旧幕時代の帳簿

とはいえ、木曾山の官民有区分の全てが実地検分に基づいていたわけではない。尾張藩支配下で作成された帳簿により官民有区分がなされた場合もあつた。それが、享保度林・新立林の私林(民有地)編入である。⁽²²⁾

享保度林とは、享保度書上林ともいい、元來は村々の水源涵養・土砂流出防止・風水害防備のため、百姓が自力植栽してきた一種の保安林である。旧來の慣行から「自分持林」としてその利益権が認知されていたが、保安林としての域を超えて拡大し続けたため、享保九年(一七二四)に書上調査

飛驒山における官民有区分の様相

がされ、「村預り御林」として村方に管理責任が委任されることとなつた。ただし、従來の持主である百姓に利益権は留保されたため、この書上調査は、慣行的占有にすぎない持林が明確に百姓の保有に帰する端緒となつた。

この享保度書上林の書上後も、百姓による自力植栽の動きは止まらず、ついに留山や明山などの周辺にまで拡大する。この享保度林以降の拡大林を新立林という。この事態に尾張藩では、安永九年(一七八〇)、享保度書上林を除いて伐り潰すよう命じる。しかし、薪炭・家作木などの調達場所として実際に利益されている箇所は伐り潰しを免除した。このため、この布達は骨抜きとなり、新立林は明治維新まで拡大を続ける。

この享保度林・新立林をあわせて新規立林といい、官民有区分期間を通じて、筑摩県および新政府は一貫して民有地に比定していくのであつた。つぎの史料は、明治六年三月の「地所名称區別」布告以後、相次いで筑摩県に提出された「享保度書上林反別木数取調帳」の一部である。⁽²³⁾

(史料四)

(前略)

一番

竿請三子持組

字三子持 但險阻

当村持主三子持組

一、林 拾六町壹反壹畝廿四歩

山本長次郎始 廿六名

惣雑木 貳千貳百八拾貳本

但、枝下三尺より六尺迄

目通廻り壹尺より六尺迄

二番

竿請松原彦八

字上嶋 但險阻

当村持主

一、林 壹町八反壹畝五歩

松原彦右衛門

惣雑木 百六拾貳本

但、枝下三尺より六尺迄

目通廻り壹尺より六尺迄

(中略)

ノ四ヶ所

惣計反別 拾九町九反三畝二歩

惣雑木 式千七百五拾壹本 但、枝下三尺より六尺迄

目通廻り尺より六尺迄

右者、旧名古屋藩領地之節、享保年中私林取調有之、其砌書上候分現
今反別木数、前書之通り相違無御座候、以上

第七大区三小区王瀧村

明治七年三月三十一日

副戸長 杉本忠左衛門

同 松原八郎治

同 細尾新左衛門

戸長 松原彦右衛門

筑摩県権令永山盛輝殿

▼右之通松本筑摩県福嶋御取調所江差上申候▲

このように村民を「持主」とする「惣雑木」からなる山林が、「享保年中私林取調有之、其砌書上候分」について「現今反別木数」を追加して書き上げられ、筑摩県へと提出されたのである。以後、安永年間の拡大分(新立林)も追加された書類が度々提出され、明治七年一月の地所名称区別改正など官民有区分の方針変更にもかかわらず、基本的に私林として比定され続けていく。そして私林編入の根拠は、一貫して新規立林が「名古屋藩私有中、享保年間檢地致候義ニ而、全私林ニ相違無之」(享保度林)、「銘々其力ニ応ジ地所分割、苗木等植付勞力培養致し、其実売買讓渡等之証書も有之」(新立林)といったものであった。³⁴⁾

ときに明治八年六月二二日、地租改正事務局から乙第三号達が出される。この布達は後々まで私林比定の指針となった布達で、「証跡があるものは当然判然と区別できるが、従来数村入り会いあるいは一村持ち、または数人持ち等積年の慣行が存在し、周辺の郡村もそこに進退してきたことを認めている地所は、たとえ簿冊に明記されていなくても、その慣行をもって所有の確証と認め、民有地とすることが許」されるといったものであった。³⁵⁾新規立林は、「簿冊に明記」された「証跡」がある享保度林、「積年の慣行が存在」する新立林というように、まさに乙第三号達に合致する山林であった。「全国の良材を産する巨大官林を調査の上確保する意図」の下、強硬な実地調査で明山が官林に編入されたという木曾山ではあるが、新規立林は、旧来の帳簿・慣行に基づく処理がなされたのである。

もともと、旧幕以来の帳簿の存在と、その箇所を官有地と民有地の何れかに該当するかという判断とは、また別問題であるという点はいうまでもない。例えば木曾山の享保度林にしてもそれが「村預り御林」であった事実をもって官有地に比定され得た可能性も否めないのである。また飛驒山でも、稼山について、簿冊に明記された「証跡」や「積年の慣行」の是非について議論がなされた点は先述の通りである(史料三三)。また、「明治九年一月 山林私有地確証無之分取調帳 吉城郡神岡村麻生野耕地」³⁶⁾や「明治九年一月 証書無之分私有地反別取調書上帳 吉城郡神岡村吉田」³⁷⁾といった書上が、官民有区分に関する調査が完了したとされる明治九年二月の直前まで村々から提出されている。³⁸⁾これは、明治八年六月の地租改正事務局乙第三号達が、同年一二月四日同局乙第一一号達、明治九年一月二九日「地租改正事務局議定」などでより厳格な基準へと改められていったことと無縁ではなく、「証跡」「積年の慣行」は官民有区分期間を通じて提示さ

れ続けていったのである。

とはいえ、明治九年一月八日、内務卿大久保利通に公有地の最終処分を求める「従前公有地官民有区分之儀ニ付伺」において、山林総反別七七万一四四三町余(官有地五〇万九一六八町余・民有地四万四〇七八町余・公有地二二万八一九六町余)と報告されたうち、その公有地(概ね官林・官有地とならなかった稼山)のすべてが明治一〇年八月一三日の内務省指令で「通例ならば到底承認しない公有地の一括民有地認定」を得た所以は、「基本的には、官林にとりこむべき公有地はずでにとりこんでしまっているという事実があったから」⁽³⁹⁾にしても、稼山が旧幕以来の取調帳簿で一括して詳細に把握されてきたからこそといえる。あとはその「性質」を官有・民有何れかに判断するかという問題であったのである。

しかし、この性質の判断によつては、住民の不满を生じる場合もあった。植木場は、(史料三二)において国井郡長は「享保年中ヨリ人民適宜植付来り候」といった点から「全ク民有ノモノニ有之」と判断したが、内務省では「安政二年中人民植付ヲ怠り候ヲ歎キ、山見重役ノモノヨリ壹ケ年金五拾兩宛出金シ、向拾八ケ年間年々苗木拾万本ツ、植付サセ候事モ有之候」といった点を考慮して官林と判断した。この結果が、国有林下戻運動の契機の一つとなっている。

まとめると、飛驒山では、旧幕以来の取調帳簿に基づく留山・植木場・稼山という区分にちなんで、大体において留山・植木場を官林とし、稼山を官有地と民有地に区分する結果となった。対して木曾山では、巢山・留山でさえ「正確な面積は不詳」であり「詳しい一覧図も見つかっていない」中、これを官林とし、それ以外の部分であるというだけの漠然とした把握しかなされていなかった明山については、一部を除いて官有地、新規

立林を私林(民有地)とする判断となった。そして、あいまいな区分ヶ所を明確にするため、官民有区分において国・県ともに実地見分により(飛驒山に比して)長期にわたる強引な調査をおこなない、広大な木曾山の把握に努めたわけである。ところが木曾山住民は、この調査によって慣行に基づく利益の事実が捨象され、大部分が官有地に編入となったと考えた。実態はともかく、漠然とした区分を明確化したことからくる当然の不满が一連の木曾山林事件を引き起こしたといえよう。

それに比べて飛驒山は、留山・植木場・稼山という旧幕以来の帳簿に基づく区分が明確であった。あとは「性質」の判断のみで、だからこそ官民有区分調査は、「粗雑」ながらも短期で終了できた。よつて当初は、稼山の一部が官有地に編入された点を除けば、一見、飛驒山住民に官民有区分への不满は少なかったのではないかと考えられる。事実、明治二〇年代から行きすぎた官有地編入の是正を求めて国有林下戻運動が起こるが、基本的にはとくに植木場に対する種別・性質上の判断が争われたにすぎず、また、公有地が一括民有地認定となった点からしても、「この下戻運動はあくまで請願運動に過ぎなかつたので、これによつて民有地に編入替えになつたものは一件もなかつた」⁽⁴⁰⁾のである。この点が、旧明山二〇万町歩は官林とされたうえで、わずか三万町歩のみが民有地へ無代下渡となった木曾山との大きなちがいであり、「飛驒と木曾とでは、運動の激しさにも差違が生じている」⁽⁴¹⁾所以なのである。

三 旧筑摩県管下における双方視点の比較

前章までで、旧筑摩県管下にあった木曾山・飛驒山の官民有区分につい

を概観してきた。その特徴としては、県本庁や県分局との距離間や旧幕以来の帳簿類の有無により、木曾山では実地見分による長期にわたる強引な調査がなされ、飛驒山では帳簿に基づく短期間で粗雑な検査となった点をあげた。また、官民有区分の結果、両地域で木曾山林事件と飛驒山国有林下戻運動が発生したが、官民有区分調査の経緯のちがいに、事件、運動の激しさにも差が生じた点を述べた。それでは、かかる調査、事件、運動の最中、両地域の住民がどのような視点から他者をみていたのか、いくつかの書類から確認することで、より旧筑摩県管下における官民有区分、ひいては飛驒山の官民有区分についてその様相を浮き彫りにしたい。

(二) 木曾山住民からみた飛驒山官民有区分

事件の激しさと相まって、歎願書などにおいて他者を比較する視点は木曾山においてより多く散見する。早いものとしては〔史料一〕で取り上げた明治五年(一八七二)正月付の歎願書である。これは、「松本邊(東筑摩郡)で檜や樺の良材を自由伐採しているとの情報に接し、木曾山でも御停止木解禁を求めた木曾三三ヶ村惣代島崎正樹から筑摩県福島取締所に宛てた歎願書であるが、飛驒山に対するものではないながら、官民有区分以前から、木曾山住民が山林利用について近隣地域の動きに注意をはらっていた様子がうかがえよう。

飛驒山を比較の視野に入れた歎願書は、明治一四年五月から同年六月・一二月・翌年八月・九月・十月と再三にわたって農商務卿西郷従道に宛てて提出された官民有区分についての再調査を請願する歎願書に散見する。⁽⁴²⁾ つぎに明治九年九月の歎願書(木曾谷山地官民有区別之儀ニ付歎願書)を抜

粹する。⁽⁴³⁾

〔史料五〕

(前略)

將又、傳承仕候所ニテハ、飛驒國大野・吉城・益田ノ三郡山地共有地ハ、古來御林山ノ名称モ有之、概シテ無税ニ御坐候得共、人民自由ニ入山伐木採薪仕来り候積年ノ慣行モ有之候ニ付、旧筑摩縣ヨリ岐阜縣へ御引繼ノ後、同縣令ヨリ明治九年十二月八日附ヲ以テ御所分方内務卿へ伺ヒノ所、翌十年九月廿日第六百七拾号ヲ以テ、民有地へ編入可致旨、御指令有之候趣、同縣ヨリ人民へ御達相成候由、又、美濃國恵那郡付知・川上・加子母ノ三ヶ村ハ、木曾谷ト服背相接続仕候地ニシテ、旧尾州藩領タリシ頃ハ、總テ木曾谷同様ノ御取扱ニテ、其山林慣行等ノ如キハ一モ異ナルコトナク、明山ニ於テ村民自由ニ伐木採薪仕来り、生活罷在候所、明治五年、旧名古屋縣ヨリ岐阜縣へ御引繼ノ際、右明山、官林へ御編入相成候ニ付、明治八年村民一同ヨリ同縣へ民有地ニ御編入被成下度候様歎願仕候所、御聞届無之候ニ付、同年、内務省へ直願仕候所、成規ノ通り岐阜縣ヲ經由シ願出テ可キ旨、御達相成候間、歸國仕り、同縣へ添翰願差出シ候所、同縣於テ已ニ内務省内達ノ次第モ有之、當縣於テ取調フル旨御達相成、同年十一月十一日附ヲ以テ同縣ヨリ(前略)從來立入差許來候緣故モ有之ニ付、五木ハ相當ノ代價ヲ以テ拂下ケ、其他立木地所共無代價下渡候云々御達シ相成、民有地ニ属シ候由ニ御座候、右ノ通り一旦御所分濟ノ分ト雖モ人民ノ請願ニ依リ夫々御引直シ相成候義モ有之(中略)實ニ木曾谷全面積三拾八万有餘、町歩ニシテ其内民有地ニ属スルモノ耕宅地及ヒ山林原野ヲ併セテ僅カニ四万有餘町歩ニ過キズ、則、其比例、官有地ハ十分ノ九弱ニ

シテ民有地ハ十分ノ一強ニ御座候得共、比隣ナル飛驒國及美濃國惠那郡各村藩ハ概シテ民有地ハ十分ノ四強ニ相成ル由ニ御座候、接續ノ地ニシテ如斯大差有之ハ木曾谷人民ノ不幸ニ御座候、是全ク從來明山ノ分、官林ニ御編入相成リシヨリ前陳ノ次第ニ立チ至リシニテ御座候、

(後略)

すなわち、「飛驒國大野・吉城・益田ノ三郡山地共有地」については、明治一〇年の内務省指令にしたがい岐阜県より「民有地へ編入」と達せられた結果、木曾山では民有地が「十分ノ一強」であるのにも関わらず飛驒山では「民有地が「十分ノ四強」となった事実をあげている。その旧慣については「尾張藩時代には木曾谷は全くこれと同じである」と考へて⁽⁴⁴⁾いる飛驒山と比べて「接續ノ地ニシテ如斯大差有之ハ木曾谷人民ノ不幸ニ御座候」との遺憾を表明している。

これと同様の意識は、明治二三年一月に木曾山が御料地へと編入された後の歎願書においても見いだせる。例えば明治三一年以降、旧官民有境界の改訂を哀願するという形で始まる境界改訂運動は、木曾山林事件の一時期を画するものとなるが、その運動の端緒として、明治三一年六月二一日に宮内大臣田中光顕へ宛ててつぎの「長野県信濃国西筑摩郡十六ヶ町村山地旧官民有境界改訂ノ哀願」が提出される。⁽⁴⁵⁾

(史料六)

(前略)

又タ曾テ当木曾谷ト同シク旧筑摩県ノ管轄ニシテ且ツ旧慣ヲ等フセシ飛驒國ノ如キハ、同一ノ県官本山盛徳氏ノ調査ニ係リ我カ木曾谷ニ対スル処置ト異ルコトナカリシモ、其後岐阜県ノ所轄ニ変更セラレタル際再調査ヲ請願シテ聴許セラレ更ニ満足ナル処分ヲ受ケタリ、猶惠那

飛驒山における官民有区分の様相

郡惠那山ノ如キモ美濃國即チ岐阜県ノ管下ニ属スル部分ハ民有ニ歸シタルモ信濃國ニ属スル分ハ官有ニ編入セラレ、又タ美濃國惠那郡付知村・加子母村・川上村ノ三ヶ村ニ於テモ旧名古屋藩ノ領地ニシテ林制モ亦タ木曾谷ト異ナルコトナカリシニ、飛驒國ト同様旧來ノ慣行ニ遵ヒ官民有ノ區別ヲ定メラレ執レモ枉屈ノ不幸ヲ免レタリ、是レ即チ当局者ニ於テ明治八年六月地租改正局乙第三号達ヲ正当ニ施行セラレタルニ拠ル可シトハ雖トモ、地方ノ人民飽迄自信ヲ主張シ敢テ屈從セサリシ結果ニ外ナラサルベシ、然ルニ独リ我カ木曾谷各村民ハ柔弱為スナキガ為メ、先キニ旧筑摩県属官ノ妄断ヲ以テ定メタル官民有区分ヲ継襲セラル、コト、ナリ、現今ノ不孝ニ沈淪シタルモノニ御座候

(後略)

このように「曾テ当木曾谷ト同シク旧筑摩県ノ管轄ニシテ且ツ旧慣ヲ等フセシ飛驒國」では、同じく調査にあたった県官本山盛徳により一度官有地と定められた公有地が、岐阜県の再調査により民有地へと編入され「更ニ満足ナル処分ヲ受ケタリ」とし、さらに裏木曾(美濃國惠那郡付知村・加子母村・川上村ノ三ヶ村)は、木曾山と同じく「旧名古屋藩ノ領地ニシテ林制モ亦タ木曾谷ト異ナルコトナカリシ」にもかかわらず、岐阜県に編入されたため飛驒山と同様の処分を受け「執レモ枉屈ノ不幸ヲ免レタリ」という。対して木曾山の住民は、「柔弱為スナキガ為メ、先キニ旧筑摩県属官ノ妄断ヲ以テ定メタル官民有区分ヲ継襲セラル、コト、ナリ、現今ノ不孝ニ沈淪シタルモノニ御座候」というのである。

かかる意識は、同じ哀願運動の最中、明治三二年四月二九日に西筑摩郡長渡部秀之丞から長野県知事園山勇に宛てて提出された「御料林哀願ニ関スル義ニ付上申」にも見いだせる。⁽⁴⁶⁾この上申は「町村長の全郡一致の強力

な運動は、ついに郡長を動かしてこの挙に出でしめた」ものであるが、その中で、渡部は「現ニ其林制ヲ同シクセル隣県飛驒国及美濃国ニ於テハ木曾山林ト同シク一旦官有地ニ編入セラレタルヲ、更ニ再調査ヲ申請シタルニ旧来ノ慣行ニ依リ之ヲ民地ニ引直サレタリト聞ク」と述べ、「史料五」〔史料六〕と同じく、飛驒山および裏木曾との比較から木曾山の「窮迫」について述べ、旧明山について民有地へと「局部的・部分的に下戻を求め」ものとなっている。ただしその上申の意図は、明治三二年四月に国有土地森林原野下戻法が公布された際に、すでに国有林ではなく御料林となっていた木曾山について「独り御料林ニ就テノ此恩沢ヲ蒙ラサルノ不幸ヲ觀ルニ至テ」のものであった。

何れにしても、木曾山住民などが国・県へ提出した歎願書の類からうかがえる飛驒山を見る視点は「比隣」「接續ノ地」「同シク旧筑摩県ノ管轄」にして「旧慣ヲ等フセシ」「其林制ヲ同シクセル」ものであった。飛驒山は、かつては同じ尾張藩領で現在は飛驒山とともに岐阜県に属する裏木曾の展開とも合わせて、木曾山における「現今ノ不孝」を是正するためにも「等フセシ」「同シクセル」ことを強調すべき対象であったのである。

(二) 飛驒山住民からみた木曾山官民有区分

対して飛驒山ではどうであったか。歎願書などにおいて他者を比較する視点は、木曾山に比べて少ないが、例えば、明治三二年九月八日における国井郡長の「官民有境界云々ノ儀ニ付具申」(史料三三)に「又稼山・植木場ト云ヘルモノハ、全ク民有ノモノニ有之、然ハ改租下調ニ際シ、旧筑摩県ニ於テハ、古来ノ事跡ヲ考究不相成、只一国御林山ノ名称ニ泥ミ、加フルニ

同管轄木曾山内ノ習慣ヲ参照セルモノト相見へ、廃県当時本県へ引渡シノ演説書中ニ、従前ノ留山・植木場及公有地ノ内ニテモ、良木有之分ハ官林トナシ云々ト有之、是即誤解ノ甚ダシキモノニテ、仮令良木生ジタル分ト雖モ、其際公有地ニ取調候分ハ、彼ノ木曾山内ノ如キ性質ノモノ無之、従前稼山ト唱へ候モノニシテ、即旧幕府ニ於テ定メタル純然タル民有ニ有之」との一文が見いだせる。

すなわち、飛驒山の官民有区分における「誤解ノ甚ダシキ」所以は「同管轄木曾山内ノ習慣ヲ参照」した結果であり、例えば飛驒山にて公有地として取り調べた分は「彼ノ木曾山内ノ如キ性質ノモノ無之」というのである。木曾山住民が飛驒山との「等フセシ」「同シクセル」点を強調して「現今ノ不孝」を是正しようとしたのに対して、飛驒山住民は、それが「誤解ノ甚ダシキ」ことの基で、「彼ノ木曾山内ノ如キ性質ノモノ無之」と強調しているのである。両地域の住民が歎願書において他者を比較する際、同等と異質という正反対の視点がこいま見られるのであった。

(三) 「木曾御料林論」にみる旧筑摩県管下の官民有区分

前節までに、木曾山・飛驒山双方の住民が、官民有区分調査から木曾山林事件・国有林下戻運動までの過程の中で、どのような視点から他者を見ていたのか、いくつかの書類から確認してきた。本節では、この両地域以外の第三者からの視点について取りあげたい。

徳川林政史研究所には「木曾御料林論」という謄写本が所蔵されている。巻末に「御料局名古屋支庁本謄写」と附記されていることから、恐らく同支局が作成し所蔵していたものを謄写したと考えられる。同支局の成立は

明治二五年で、宮内省御料局木曾支庁(岐阜に所在)が前年一〇月の濃尾地震による大被害にともない名古屋へ移転し名古屋支庁と改称したことにじまる。同支庁は、明治三六年に木曾支庁が再設置(木曾福島町に所在)されるまで、長野県西筑摩郡(木曾地方)、岐阜県飛驒地方・恵那郡などの御料林を管轄していた。⁴⁹⁾ 本書内で提示されている資料の年次が明治三一年度までで、副題に「附飛州及恵那山御料林」と付し、木曾山のみならず飛驒山、恵那山(裏木曾三ヶ村)を対象とすることなどから、本書は名古屋支庁の設置から木曾支庁が再設置され西筑摩郡が木曾支庁に移管されるまでの期間(明治二五―三六年)に作成されたものであろう。

本書の作成目的は、その緒言において「木曾森林ノ実体ハ果シテ古来謳歌シツ、アルカ如キ真価値アルカ」「想像以外ノ宝庫ナルヘキヤ」「従前襲用シ来リタル所ノ林制・林業及林政ノ要義ハ現在ニ適応スルヲ得ヘキヤ」「後来ニ保統セシメ得ヘキヤ」といった点について「職ニ当ル小官等ノ夙夜講究稽查シテ已マザル所」を「尚精細ナル調査ト試験講究中ノ成案ハ他日ヲ期シテ開陳スル所」を「達観明識ナル閣下」に卑見したものであるという。「職ニ当ル小官等」とは恐らく名古屋支庁の担当官たちで、「達観明識ナル閣下」とは、恐らく当時の御料局長であろうか。

さて本書は、緒言において「(恵那山・飛驒山)は木曾御料林ニ隣懐シ林業ノ如キ多クハ模範ヲ木曾ニ求メタルニシテ、且、人情風習ノ近似ヨリ從テ林政上ノ関係モ大同ナルヲ以テ、此ノ御料林ニ対シテハ特殊ノ制度ナキ限りハ本論之ヲ揚ケス、専ラ木曾ノ御料林ニ就テ記述ス」とあるとおり、主に木曾御料林について、第一章「総論」・第二章「立地ノ形成」・第三章「沿革」・第四章「森林ノ現況」・第五章「既往ノ収額及経費」・第六章「御料地ノ境界及土地ノ権義ニ関スル事項」・第七章「森林区画」・第八章「將

飛驒山における官民有区分の様相

来ノ経営要略」の八章に分けて、その概観を論述している。

よって飛驒御料林については、所々に散見する場合を除けば、第三章に附記として「飛州御料林ハ木曾谷御料地ニ連接シ地勢類似セルヨリ從テ林業等ノ旧制頗ル大同ナル点多シト雖トモ、旧幕直轄ノ料所ニシテ所謂天領ト称スルモノナリシヲ以テ、左ニ特殊事歴ノ要領ヲ掲ケン」として、旧幕府直轄林であった事に由来する制度上のちがいなどの「特殊事歴」を六項目に分けて列記しているにすぎない。

ところが、木曾山林事件については、第六章を割いて本書の成立時期に発生した境界改訂哀願運動までの経緯を詳述しつつ、木曾山住民の挙動を飛驒山と比べて痛烈に批判している。すなわち木曾山には官民有区分以来「妄リニ境界ノ未確定ヲ狂呼スルモノ」「官民有区分ノ不当ヲ訂セント濫叫スルモノ」「引戻願ヲ提起シテ万一ノ僥倖ヲ貪ラントスルモノ」などが多数いる。これに比べて「往年飛州御料林等ニ於テモ境界問題ニ関スル紛争ナキニアラサリシモ、近時大ニ警醒セルカ如ク、一二引戻申請ヲ為スアルヲ見ルノミ」であり「独り境界査定ニ難スルハ木曾谷御料地ナリ」という。これは木曾山住民が「則チ沿革ノ真相ヲ誤解セル」ためであるという。

このように御料局名古屋支庁の「小官等」は「飛州御料林等」を「一二引戻申請ヲ為スアルヲ見ルノミ」として、木曾御料林に比して紛争がなく穏当な様相としてとらえている。木曾御料林における「紛争」を「狂呼」「濫叫」「貪ラン」と表現し「独リニ難スル」と断じている点とは対照的である。もちろん、これは大部分が御料林となった木曾山と、一部が御料林となった飛驒山との比較ではある。⁵⁰⁾ しかしやはり「紛争」の対象者である名古屋支庁の「小官等」から見ても、その激しさにちがいがあると映っている様子が見うけられる。この点は、前節までに見てきた木曾山林事件と

飛驒山国有林下戻運動に見うけられる運動の激しきのがいに通じるものである。すなわち、木曾山と飛驒山は、両地域がもつ歴史的ちがいに、官民有区分調査の様相にも差が生じ、御料林と国有林(官林・官有地)といった山林所管の変遷も相まって、事件、運動の激しさにも差が生じたのである。ひいては、旧筑摩県管下の両地域において、県官による不当な官民有区分調査、それにとまなう事件、運動の発生といった共通項があるように見えても、実は調査、事件、運動には本質的なちがいがあり、その遠因はいうまでもなく、旧幕以来の歴史的なものであったのである。

おわりに

以上、本稿では、飛驒山における官民有区分の様相を明らかにするために、同じく筑摩県管下であった木曾山官民有区分との対比から検討してきた。

とくに、飛驒山官民有区分の実施過程を木曾山とのちがいがいから確認し、それをふまえて、飛驒山官民有区分を木曾山住民がどのような視点でみたのかについて検討した。とくに今回の論考における主眼は、木曾山については町田正三氏、飛驒山については丹羽邦男氏など、多くの先行研究が存在する中、木曾山林事件や飛驒山国有林下戻運動の中で、両地域の住民がどのような視点から他者を見ていたのか、いくつかの上申書・歎願書の類から確認することで、より旧筑摩県管下における官民有区分、ひいては飛驒山官民有区分についてその様相を浮き彫りにすることにあつた。

その結果をまとめると、すでに冒頭で述べたとおり、丹羽氏により「この運動を理解するためには、これを周知の長野県木曾国有林下戻運動と対比させて考える視覚も必要であろう」との示唆があり、「両者の差違として

三つの点があげられている。この①林野「官民有区分」事業の結果の違い、②流送条件の違いなどによる両者山林の経済的価値の差・耕地化率・水田化率といった自然・社会条件の差、③運動の指導者の性格や運動に対する地方官の態度の違いなどがあつた、という三点に加えて、つぎの二つの視点を加えたい。すなわち、④両地域には旧幕における歴史的経緯のちがいが調査過程にも大きな差違が生じ、木曾山では実地見分による長期にわたる強引な調査、飛驒山では旧幕以来の帳簿に基づく短期間で粗雑な検査となつた点、⑤この調査・検査の差違により、事件、運動に際して他者を見る視点として、木曾山住民が飛驒山との「等フセシ」「同シクセル」点を強調して「現今ノ不幸」を是正しようとしたのに対して、飛驒山住民は、それが「誤解ノ甚ダシキ」ことの基で「彼ノ木曾山内ノ如キ性質ノモノ無之」と強調していた点を加えたい。

すなわち、同じく筑摩県管下に属していた両地域であるが、官民有区分調査の過程やその後の事件、運動における他者を比較する視点について歎願書類で確認するかぎり、飛驒山と同等であるという木曾山と、木曾山とは異質であるという飛驒山といった正反対の視点があつたのである。

最後に、今回取りあげなかつた同じく筑摩県管下に属した伊那山官民有区分との比較を今後の課題として、本稿を終えたい。

註

(一) 木曾山および飛驒山の支配体制については、徳川義親『木曾山』(徳川林政史研究所 一九一五年)、所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館 一九八〇年)、丹羽邦男「飛驒「御林山」の一考察」(徳川林政史研究所研究紀要)昭和五六年度、一九八二年)、飯岡正毅「御林」(竹内誠編『徳川幕府事典』、東京堂出版、二〇〇三年)、太田尚宏「飛驒国山林地域における元伐生産と御樽木方地

役人―宝曆期を中心に―(『徳川林政史研究所研究紀要』第三七号、二〇〇三年)、同「飛騨国山林地域における食糧確保と高山役所」(同「第三八号、二〇〇四年)、田原昇「山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相―御閑所御預と植林との関係から―」(同「第四一号、二〇〇七年)、同「近世木曾山における「新規立林」成立の様相―百姓控山林と雑木植林に関する一考察」(同「第四二号、二〇〇八年)、太田尚宏「飛騨幕領における元伐稼と山方村々―相続方―」嘉永―安政期の御材木伐出方改正一件を事例に―」(同「第四四号、二〇一〇年)、田原昇「享保度林・新立林と私林・民有林の形成―木曾官民有区分の一側面―」(『農業史研究』第四四号、二〇一〇年)、高橋伸拓「近世飛騨林業の展開―生業・資源・環境の視点から―」(岩田書院、二〇一一年)などを主に参照した。

(2) 木曾山林事件については、所三男「木曾山林事件の経緯」(瀬沼茂樹・他編『新装版 藤村全集』別巻、筑摩書房、一九七一年)、町田正三「木曾谷山林の官民有区分について―木曾御料林事件の起因―」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五二年度、一九七八年)、同「木曾御料林事件」(銀河書房、一九八二年)および前掲註(1)田原論文(二〇〇八・二〇一〇)を主に参照した。

(3) 飛騨国有林下戻運動については、『岐阜県史』通史編近代上・中・下(岐阜県一九六七―一九七二年)、丹羽邦男「初期の飛騨国有林下戻運動について」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五八年度、一九八四年)、同「飛騨国有林下戻運動の展開」(同「昭和五九年度、一九八五年)、同「飛騨国有林下戻運動の結末」(同「昭和六〇年度、一九八六年)、『岐阜県林業史』下巻(近代編)(岐阜県山林協会、一九八七年)、前掲註(1)高橋同書三二七―三四四頁を主に参照した。

(4) なお伊那山も、木曾山、飛騨山と同じく筑摩県管下にあつたが、同所の官民有区分については、今後の課題としたい。

(5) この点については第三章で詳述する。

(6) 徳川林政史研究所蔵(以下、林政史蔵)『明治十五年九月 木曾谷山地官民有区別之儀ニ付歎願書』(林一五〇)。

(7) 「官民有境界云々ノ儀ニ付具申」(前掲註(3)『岐阜県林業史』七七六―七七九頁所収)。なお、本史料については、第二章第二節で再度取りあげる。

(8) 前掲註(2)町田同書九三頁。

(9) 前掲註(3)丹羽論文(一九八四)一一二頁。なお、この点については第二章で詳述する。

(10) 本節は、『岐阜県史』通史編近世下「第四章 林業」(岐阜県、一九七二年)、前掲註(1)丹羽論文(一九八二)、田上一生「江戸幕府領林業史」(第三章 幕領飛騨国の林業)(岐阜県山林協会、一九九〇年)などを主に参照した。

(11) 本節は、前掲註(1)高橋同書「第一章 近代移行期における山林管理と林業生産の展開」、前掲註(3)『岐阜県史』近代上「第三章第二節 飛騨三郡の編入」、『岐阜県林業史』第二章第一節 王政復古と岐阜県の成立」を主に参照した。

(12) 木曾山・飛騨山両地域の官民有区分については、前掲註(1)田原論文(二〇〇八・二〇一〇)、高橋同書三三二―三四一頁、前掲註(2)所同論文、町田同論文、町田同書、前掲註(3)『岐阜県史』近代中、『岐阜県林業史』下、北條浩「官林の成立と初期官林政策」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五二年度、一九七八年)を主に参照した。

(13) 前掲註(2)町田同書三六頁。この点については第二章第二節で詳述する。

(14) 前掲註(3)『岐阜県史』近代中三三七頁。

(15) 前掲註(3)『岐阜県林業史』一七頁。

(16) 前掲中(3)『岐阜県史』近代中三三八頁。

(17) 本山の「悪名」については、例えば木曾山では前掲註(2)町田同論文一七六―二〇七頁、町田同書三六頁、飛騨山では前掲中(3)『岐阜県史』近代中三五〇―三五二頁、『岐阜県林業史』一八・一九頁などに詳しい。

(18) 前掲中(3)『岐阜県史』近代中三五〇頁。

(19) 前掲註(2)町田同書四三・四四頁。

(20) 前掲註(3)『岐阜県史』近代中三三七頁。

(21) 前掲註(3)『岐阜県史』近代中三三七・三三八頁。

(22) 前掲註(3)『岐阜県史』近代中三三八頁。

(23) 「木曾山林事件第一期歎願書」(林政史蔵『明治四年以降 木曾山林事件一件書類 鳥崎文書』(林一三九八)所収)。

(24) この歎願書については、第三章第一節でも再度検討する。

- (25) 前掲註(2) 所同論文二七九―一八三頁。
- (26) 「山林原野官民區別件」(岐阜県歴史資料館蔵「飛驒国高山陣屋文書」(以下、高山文書『明治九年 旧筑摩県引渡目録并演説書 岐阜県』(一・八〇―一三三)所収)。なお、本史料については次節も参照。
- (27) 前掲註(26) 同史料。
- (28) 前掲註(3) 丹羽論文(一九八四)二一五―二二三頁。なお、本具申の詳細な検討については、丹羽同論文の他に、前掲註(3)『岐阜県林業史』二四七―二五四頁において詳しく検討されている。
- (29) 前掲註(7) 同史料。
- (30) 前掲註(3) 丹羽論文(一九八四)二一五―一八頁。
- (31) 大崎晃「木曾山における森林保護と巢山・留山再考―尾張藩の享保林制改革前を中心に―」(徳川林政史研究所研究紀要』第四二号、二〇〇七年)三三二頁。
- (32) 享保度林および新立林については、前掲註(1) 田原論文(二〇〇八・二〇一〇)を主に参照した。
- (33) 「享保度書上林反別木数取調帳」(林政史蔵「百姓控山林之儀ニ付被仰渡書并御請書留」(林二七)所収)。なお、本史料中で「▼何々▲」と表現されている箇所は朱書きを表す。
- (34) 前掲註(1) 田原論文(二〇〇八)三二―三四頁。
- (35) 前掲註(3)『岐阜県林業史』一九・二〇頁。
- (36) 高山文書(一・八二―一六七―一二)。
- (37) 高山文書(一・八二―一六七―一二)。
- (38) 前掲註(3)『岐阜県林業史』二〇頁。
- (39) 前掲註(3)『岐阜県史』近代中三五三頁。
- (40) 前掲註(3)『岐阜県林業史』二五三・二五四頁。
- (41) 前掲註(3) 丹羽論文(一九八四)一一二頁。なお、この点については、第三章第三節で再度取り上げる。
- (42) 前掲註(2) 町田同書八三―九二頁。
- (43) 前掲註(6) 同史料。
- (44) 前掲註(2) 町田同書九二頁。
- (45) 「明治三十一年六月 宮内省宛西筑摩郡十六か町村木曾谷山地旧官民有境界改訂哀願書」(長野県史 近代史料編』第三卷(二) 長野県史刊行会、一九八七年)四九二―四九四頁所収。
- (46) 「明治三十二年四月 御料林境界改訂哀願につき西筑摩郡県宛上申」(前掲註(45) 同書四九五―五〇〇頁所収)、前掲註(2) 町田同書一七四―一七六頁。
- (47) 前掲註(2) 町田同書一九二―一九五頁。
- (48) 林政史蔵「木曾御料林論」(林二五一)。
- (49) 御料局名古屋支庁の成立については、加藤衛弘・太田尚宏「国有林史料の調査と近世・近代史研究への展望」(徳川林政史研究所研究紀要』第四〇号、二〇〇六年)六―九頁を主に参照した。
- (50) 飛驒山では、明治二三年に小坂小林区署管内の官林が御料林に編入されている。くわしくは前掲註(49) 同論文八頁参照。